



患者図書サービス・病院図書館・司書の位置 —医療・医学情報提供という面から見て—

嶋 大二郎

I. はじめに

私どもの病院では「患者図書サービス」を比較的早くから開始し、入院患者さんを中心とする人々に一般図書を提供する中で、患者さんが利用可能な医学・健康関連のやさしい書籍も提供してきてはいます。しかし、後者においては決して先進的ではありません。見識を披瀝するには、むしろお粗末な実態です。

ここは、少ない知識とむしろ医師としての限定された観点から、「患者さんへの医療情報の提供」について少し考えてみることで資を果したいと思います。

まず、「(一般書を提供する) 患者図書サービス」は、患者さんへの「医療・医学情報提供」を行うのに必須の前提ではなく、また必ずしも両者間の本来的な関連性も無かったと思われる。患者図書サービスは、歴史的には宗教的なもの主体の初期から、楽しめるものなら全てという近年への変化はありましたが、あくまでも患える人の精神的バックアップが目的であったと言っていいでしょう。

しかし、一般書にしろ医療情報にしろ、患者さんの知的要求であるという点では似た性格のもので、「実質的な見返り(多分に経済的メリットという意味合いが濃いのですが)は別にして、そのようなサービスも提供すべきだ」という見識を持つ医療機関においては、すでに患者図書サービスを始めているところが多いと思

われます。

その患者図書サービスが日本に定着し始めたのはせいぜいここ十数年ですが、たまたまこの間に医療の世界における情報公開、インフォームド・コンセントの概念が進み、医療訴訟が増え、ついには診療録開示が行われるまでに至りました。

そんな中、患者さんの中には、自分の病気自体やその周辺^の知識を得たい、あるいはそれをきっかけに一般的な健康知識も得たい、などの要望が澎湃とわき起こり、また遅々としたものですが、医療を提供する側にも、患者さんたちのそういう希望に答えようとする姿勢が少しずつ芽生えてきました。

一方、医療機関にすれば、医学的な内容を持つ書籍は従来「医学図書室」に設置してあるもので、管理など諸々の事情から一般人の立ち入りは不都合を伴うなどの考えもあり、一気に先へは進みにくい状況にあったと思われます。

患者図書サービスは、そのような、ともすれば硬直しそうな両者の間を取り持つ絶好の存在であったと考えます。

II. 患者さんへの医療情報の提供について

1. 基本的な考え方

基本的に、患者さんへの医療情報の提供という点では、極端に偏ったものでない限り、ほぼ何を提供してもよいと考えられます。

旧来の「医師に全てを任せなさい」というパラダイムの時代から、近年は病気の実態を

洗いざらい示した上で、患者さんが積極的に闘病に参加するという時代に大きく転換しつつあります。新生物がその代表で、ガンも告知するのが普通になりました。以前なら、悪性腫瘍の診断は患者さんに知られないよう、医師・家族が一致協力して隠し通すのが一般でしたが、今や隠すどころか、医師の中には「どんな形であれ（たとえカルテを盗み見られても）、知ってもらったほうがずっといい」という発言さえあるくらいです。

そんな流れの中、患者さんの目に入るとまづい書籍などは無いと言ってよいでしょう。と言うのも、たとえ周囲が隠しても、患者さん本人がその気にさえなれば、医学図書を扱う書店へ足を運ぶだけで“何でも”見ることができるのです。それならば、院内で見られるよう計らってあげた方が、労力、時間そして金銭的にも患者さんのためになるはずです。

2. 患者さんに提供する情報の範囲

(1) 望ましいもの

①一般人向けの医学知識（簡単な解剖や生理、病理など）を書いたもの

医師の側にそのつもりはなくても、時間的制約や基礎知識の落差などから、インフォームド・コンセントが不十分なことは起こり得ます。基礎的過ぎたり医師には直接尋ねづらい内容でも、自らゆっくりと理解できるような書籍は、患者さんのためにぜひ必要です。

②健康に関する一般知識を書いたもの

誤った“常識”も多い中、入院などを契機に、落ち着いて健康に関する正しい知識を得られる書籍を提供することは有意義なことと思われま

(2) 提供が望ましくないもの

提供の適否の判断は、とても難しいと思われま

す。人によって基準は異なるでしょうし、また、書店に足を運ばばどんなにいかがわしい内容のものでも読むことができます。しかし、真摯な医療の足を引っ張るような内容のものだけは、医療機関が提供する書籍としてはやはり不

適切でしょう。

①医療として定着している常識を否定、または代替医療を鼓吹するもの

特定の商品で病気が治るという、法律ストレスの広告が氾濫する中、深刻な病気に見舞われた患者や家族は“薬にもすがら”思いでいわゆる代替医療に走りがちです。それを止める権利は誰にもありませんが、医療機関として示すべき見識も必要です。

②宗教や民間療法に偏ったもの

③「この病気はここが絶対」風の名医あるいは医療機関紹介

いずれをとっても、提供の是非について意見の分かれることもあるはずですが、採否については、司書あるいは図書委員会と医師の間で細かく検討する必要があるでしょう。

Ⅲ. 医学図書室と司書の役割

1. 司書の立場（役割）

医療を施す立場と受ける立場、この間に立って後者への医療・医学情報提供の仲介役を果たすことになる司書の役割は、たいへん微妙で難しいと言えます。その役割はあくまでも「医療・医学情報提供の仲立ちをする」ことにあり、「医学的なアドバイスをする」ことと意識的に明確な区別をしていないと、医療現場に取り返しのつかない混乱を起こすこととなります。

利用者の要望を聞き、ふさわしい書籍を紹介するのが一番の仕事になりますが、一つは、司書自身が浅くとも広い医学的な知識を持っていなければ役に立てない、と言うよりもやはり混乱を招きますし、さらにもう一つ、要望を聞く段階で相手の病気やプライバシーに立ち入らざるを得ませんから、倫理観念や個人情報の保護などにも深い配慮が必要になります。つまり、どこまで患者さんの中に立ち入ることが許されるかという問題があります。

2. 医学書の提供について

専門家向けの医学書を、一般の人が読むことによるトラブルは少ないでしょう。

いくつかの問題点があります。一つは、基礎的な知識無しには理解できないものが多いこと、つまり中を見ること自体に意味がない場合も多いこと。二つ目は、内容に関して質問を受けても、司書では責任ある回答ができないこと。更に三つ目として、一般に開放することによって起こりうる高価な専門書の管理上の問題もあります。

Ⅳ. 医療情報提供の現場—医学図書室と患者図書サービスの関係—

- ①どの病院でも、後発である患者図書サービスの空間は本来的には存在せず、院内のどこかに“身を寄せて”いる例が多い。雑音や一般書のみ利用者が立て込む場所がら、司書も加わってのプライバシーに関わるほどのサービスは提供しにくい。
- ②逆に医学図書室も、職員への医学書の提供という従来のサービスだけで人的空間的に手いっぱいの機関が多く、そんな中、一般人の患者さんが出入りし、その手助けまでが必要となれば混乱を招きやすく、理想的なサービスを提供しにくい。
- ③現実的な対応としては、医学書はあくまでも職員用の医学図書室に置き、また主に患者さんが利用する書籍は患者図書サービスの場で提供する。後者の中で患者さんの要求を満たしきれない場合のみ、司書の判断で医学図書室から書籍を持ちだして閲覧に供するという形が考えられる。

以上の実情から、個人的見解としては、患者さんに医療情報を提供する現場としては、医学図書室に近い別の空間が理想的という事になります。しかし、大方の医療機関では構造的に実現が難しく、患者図書サービスをできるだけ医学図書室に近い空間に設定することで需要に応じるのが現実的であると考えます。

Ⅴ. 終わりに

「医学図書館は閉鎖的であった」との指摘が

あります。しかし、むしろこれまで一般人からの医療・医学情報の需要という概念そのものが無かった、というのが実際ではないでしょうか。そこへ、前述のごとき情報公開、インフォームド・コンセントの概念が進み、医療訴訟が増え、ついには診療録開示が行われるまでに至って、「せつかくそこにある情報は、専門家だけでなく知りたい人には提供しよう」という風に変わっただけだと思います。

現に、(統計的に調べたわけではありませんが)私の知る限りの医師は、医療情報の提供に反対の意思は持っていません。たとえば、糖尿病を専門に扱う内科医師などは、患者に伝えるべき情報とそして患者の多さに、患者図書サービスを通じての医療情報提供を強く望むと言っています。守備範囲により多少の考えの差はあるものの、基本的に反対だという意見は聞きません。ただ不安要素として、医療・健康関連の書籍が反乱する中、ある病気についての偏った意見を採り上げた書籍は、通常の(医療の世界で常識的に広く受け入れられている)診療を受けている患者さんに混乱を与えるのではないかと、という一点があることは確かです。それだけに、前記の「提供が望ましいもの、望ましくないもの」の選定には、機関としてのきちんとした対応が必要でしょう。

さて、医師はほとんど問題にしています。そして、今回このような特集が組まれるということは、司書の方々にも、医療情報提供の概念と必要性が浸透してきている証左です。問題は、そのような行動を起こそうとした場合に起こる人的・空間的・経済的な負担で、最終的には病院管理者の見識というところへ行き着くでしょう。

近年の健康保険財政破綻の中、医療機関はいずれも経済的に厳しい状況にさらされています。患者図書サービスが広く早く浸透しにくい第一番目の要素は、多くの医療機関の管理者がそのような観念をまだ持たないだけのことなのでしょうが、第二番目の要素として、そのよう

な苦境の中、管理者として目に見える形での利益（経済的メリット）にならないことには手を染めたくないというのがあると思います。

診療録開示への姿勢は進む方向にあります。しかし、これはむしろそちらに行かせるための法的整備が進んだことへの対応としてであり、目下そのような後押しのない「医療・医学情報の提供」という行為は、患者図書サービスと同

様、急速に進展する要素を欠いていると思われます。

まずは、医療機関の管理者がしかるべき概念を持ち必要性を認めること、さらには医療・医学情報の提供という行為も医療の中における大切な分野だと考えて、健康保険財政からなど公的なバックアップが必要と考えられます。



図1. 市立砺波総合病院患者図書サービス
「オアシス文庫」



図2. 市立砺波総合病院患者図書サービス
「エンジェル文庫」